

## 笠間市地域防災計画（風水害対策計画編，地震対策計画編）の改正（案）について

### 1. 見直しの目的

笠間市地域防災計画は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき，本市の災害対策を実施するにあたり，市並びに防災関係機関がその全機能を発揮して，市民を災害から保護するための事項を定める目的で，平成19年12月に策定したものである。

昨年の東日本大震災により，本市も甚大な被害を受け，全域停電，長期断水，避難所に多数の市民が避難するなど，この間，市民は不自由な生活を余儀なくされた。

今後も想定される地震に備え，または災害を最小限にとどめることを念頭に，本計画の見直しを行うものである。

### 2. 国及び県の状況

国は中央防災会議において，昨年12月に，防災対策の基礎となる防災基本計画に津波災害対策編を新設するなど，東日本大震災を教訓に地震・津波対策を抜本的に見直し，災害に強いまちづくりを進めることとした。

茨城県は，中央防災会議の論点を整理し，平成24年3月に茨城県地域防災計画のうち，地震災害対策編への項目追加・内容の充実を行うとともに，津波災害対策編を新設し，内容の拡充を図った。

### 3. 本計画の見直しの視点

本計画の見直しは，市民へのアンケート結果，時系列状況及び災害時における検証結果を踏まえ，茨城県地域防災計画との整合性を図りつつ，地震災害対策計画編を中心に見直しを行った。

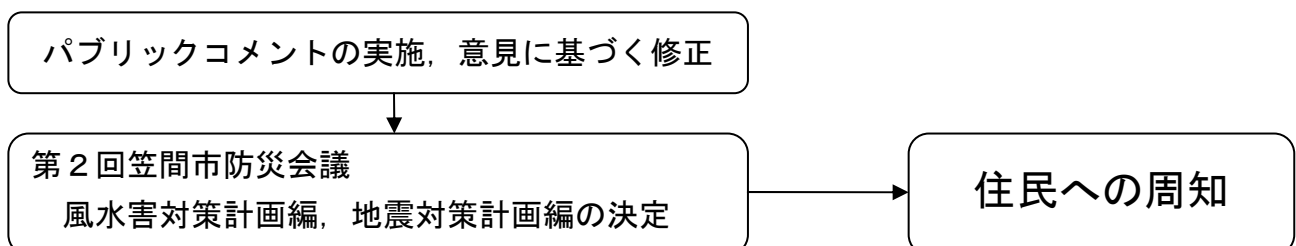
さらに，風水害対策計画編についても，この見直しに伴う整合性を図るとともに，資料等のデータを最新のものに更新した。

ただし，原子力災害対策については，国，県の方針が公表されてから，竜巻災害対策については，茨城県の方針を踏まえ，新たに計画に加えるものとする。

### 4. 主な改正点

情報手段の拡充，自主防災組織，防災知識の普及，災害時要援護者への対応，初動体制，避難所の運営，燃料の調達及び供給体制の整備，帰宅困難者対策等で，主な改正点については別表のとおり。

### 5. 今後の予定（風水害対策計画編，地震対策計画編）



## 笠間市地域防災計画の主な改正点

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
情報伝達手段の拡充	<p>・防災無線親局への電気供給のため、庁舎自家発電装置を市役所庁舎に整備することを検討する。</p>	<p>・情報通信について、さまざまなレベルの情報通信手段の整備を行い、情報伝達手段の多様化、多層化を行うこととした。</p>	4	<p>第7節 情報通信設備等の整備計画 1 情報通信設備の整備拡充 <u>災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信設備の整備を行い、情報伝達手段の多様化、多層化に努める。</u> (1) 略 (2) 市防災行政無線 市内全域に配備した防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。随時保守点検を行い故障等の事前防止に努めるとともに、無線デジタル化を行い、<u>全国瞬警報システム（J-ALERT）と接続することにより、国からの情報を瞬時に市民に伝達することが可能となるよう整備する。</u></p>
	<p>・防災行政無線は、笠間、友部地区と岩間地区の周知方法が異なることから、笠間、友部地区は子局の電源確保が必要になる。岩間地区の個別受信機で対応する方法も、多様な角度で周知方法を検討する必要がある。</p>		13	<p>第11節 避難計画 カ 緊急情報メールシステム <u>携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備する。</u></p>
	<p>・防災行政無線以外の市民伝達方法を確立していく必要がある。</p>		26	<p>5 防災対策拠点施設の耐震性の確保等 災害時において災害対策本部の置かれる市役所、避難所となる学校、また病院、診療所、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、<u>市が策定した耐震改修促進計画に基づき、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進するものとする。</u> <u>また、自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用にも努めるものとする。</u></p>
	<p>・かさめ～るやエリアメールでの情報提供を行う</p>		40	<p>4 生活情報の提供 (2) <u>メール配信サービスの活用</u> 市が提供するメール配信サービスを活用し、災害情報の提供を行うとともに、登録者の増加を図る。 (3) <u>インターネットの活用</u> 市ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。</p>

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
情報伝達手段の拡充	<p>必要がある。</p> <p>・緊急時による連絡体制の確保を図る必要がある。</p>			<p>(4) ファクシミリの活用 避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、通信機器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。</p> <p>(5) 震災ニュースの発行 様々な生活情報を集約して、新聞折込や新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、市民、避難所、各関係機関等に広く配布する。</p> <p>(6) 臨時FM局の設置、運営 阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置づけて運営する方法も考えられる。 設置にあたっては、NHK他の技術的協力、コミュニティFM局及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。</p>
自主防災組織	<p>・各地区の自主防災組織内において、定期的な防災マップの確認（井戸の場所など）が必要である。</p> <p>・災害対策本部との連絡体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>・「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高揚し、自主防災組織の結成・育成を推進し、地域コミュニティにおける防災体制の充実を図ることとした。</p>	<p>5</p> <p>7</p>	<p>第9節 火災予防計画</p> <p>(3) 自主防災組織 市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高揚し、<u>自主防災組織の結成・育成を推進するものとする。</u></p> <p>第12節 防災組織等の活動体制整備計画</p> <p>1 自主防災組織の育成・連携</p> <p>(1) 自主防災組織の整備 市は、<u>県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</u> <u>また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p>
防災知識の普及・啓発	<p>・市民への防災意識の高揚を図る。</p> <p>・学校等でも防災訓練が必要である。</p>	<p>・市民に対し、概ね3日分に相当する量の食糧、飲料水の備蓄や、災害時における家族の連絡体制を構築するなど、非常時の体制を普及啓発すること</p>	5	<p>第10節 防災知識の普及計画</p> <p>1 市民向けの防災教育 市民一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、<u>発災時には自らの身の安全を守るよう行動をすることが重要であり、また、災害時には初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市、県及び防災関係者は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。</u></p> <p>(1) 普及啓発すべき内容 市、県防災関係機関は、住民に対し、災害時のシュミレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、<u>以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</u></p>

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
防災知識の普及・啓発		<p>とした。</p> <p>・児童生徒向けとして、各学校で策定する学校安全計画に基づき、発段階の防災教育を行うとともに、避難訓練をより実践的に行うよう努めることとした。</p>		<p><u>ア、家庭内での予防・安全対策</u>  <u>（ア）概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄</u>  <u>（イ）災害時の家族内の連絡体制の確保</u>  <u>（ウ）地域で実施する防災訓練への積極的参加</u>  <u>イ、防災関連設備等の準備</u>  <u>（ア）非常用持出袋</u>  <u>（イ）消火器等初期消火資機材</u>  <u>（ウ）住宅用火災警報器</u>  <u>（エ）その他防災関連設備等</u>  <u>ウ、自主防災組織等の地域での防災活動</u>  <u>エ、その他地域実情に応じて市民の安全確保に必要な情報</u></p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育  (1) 児童生徒等に対する防災教育  <u>ア 幼稚園、小学校、中学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</u>  <u>イ 地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。</u>  <u>ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</u>  <u>実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。</u></p>
災害時要援護者への対応	<p>・障害をもつ要援護者の把握・移動が課題になる。</p> <p>・治療が必要な障害者に対する、対応チームが必要。</p> <p>・地域病院と連携</p>	<p>・災害時要援護者の救援体制について、関係機関と情報を共有し、迅速に避難できるよう避難支援プランの策定、情報伝達体制の整備に努めることと</p>	8	<p>第13節 災害時要援護者支援計画  2 災害時要援護者関連施設の安全体制の確保  (2) 緊急応援連絡体制の整備  施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の災害時要援護者関連施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。  市は、<u>社会福祉施設及び福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。</u></p>

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
災害時要援護者への対応	<p>し、安定した治療の確保を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認している民生委員本人が、被災した場合の対応にも考慮する必要がある。</li> <li>・区長と民生委員が共通認識をもってもらうことや個人情報保護の問題を検討する必要がある。</li> <li>・外国人に対する通訳ボランティアの確保</li> </ul>	した。	<p>3</p> <p>9</p> <p>31</p>	<p>3 在宅災害時要援護者の救護体制の確保</p> <p>(1) 災害時要援護者の状況把握</p> <p>市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した災害時要援護者名簿及び災害時要援護者避難支援プラン個別計画（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等を把握する。</p> <p>また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ災害時要援護者に係る情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備</p> <p>市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立を図る。</p> <p>特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関および福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備を図る。</p> <p>また、市は、災害時における独り暮らし高齢者等の安全確保を図るため、独り暮らし高齢者に対しペンダント式等の緊急通報システムを導入しているが、なお一層の整備・拡充の促進に努める。</p> <p>(3) 相互協力体制の整備</p> <p>市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制を整備する。</p> <p>特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、関係機関への災害時要援護者名簿等の情報の共有化を図る。</p> <p>4 外国人等に対する防災対策の充実</p> <p>(4) 災害時マニュアルの携行促進</p> <p>市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進する。</p> <p>3 在宅災害時要援護者の救護体制の確保</p> <p>(1) 災害時要援護者の状況把握</p> <p>市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した災害時要援護者名簿及び災害</p>

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）									
災害時要援護者への対応				<p>時要援護者避難支援プラン個別計画（災害時要援護者の所在，家族構成，緊急連絡先，日常生活自立度，かかりつけ医，避難手段，避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより，災害時要援護者の所在や介護体制の有無等を把握する。</p> <p>また，民生委員，消防団，警察，保健所等関係機関との連携を図り，個人情報の取り扱いに十分留意しつつ災害時要援護者に係る情報の共有化を図る。</p>									
防災事業計画（施設整備）	・災害に強いまちづくりを推進する。	・平成24年度以降に実施予定の事業等を記載した。	9	<p>第15節 防災事業計画</p> <p>平成24年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線における周波数の統一及びデジタル化，遠隔制御卓の整備</li> <li>・太陽光発電による自家発電設備の整備</li> <li>・非常用電源装置の整備</li> <li>・自主防災組織の結成促進及び育成</li> <li>・避難所，一時集結場所の整備</li> <li>・非常時における情報通信設備の整備</li> <li>・防火水槽，消火栓の整備</li> </ul>									
初動体制	・災害時，迅速かつ速やかに初動体制を整え，市民の安全を確保する必要がある。	・各部・班の編成及び分掌事務を見直し，笠間市地域防災計画に反映させた。	10	<p>第2節 動員計画</p> <p>ア 各部，班内の動員計画</p> <p>各課などの長は組織計画に基づき実情に即した動員計画を定めておくものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体制区分</th> <th style="width: 60%;">基 準</th> <th style="width: 25%;">配 備 人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>           1 次の警報が発表されたとき。            (1) 大雨警報            (2) 洪水警報            (3) 大雪警報            2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。            3 震度4の地震が発生したとき。            4 その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。         </td> <td>           総務課総務G及び危機管理室職員            各支所地域課職員            (3名)         </td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td>           1 警戒体制を取った場合であって，相当の被害が発生し，若しくは発生が予想されるとき。            2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。            3 その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。         </td> <td>           主査級以上の全職員            総務課及び各支所地域課職員全員         </td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	基 準	配 備 人 員	警戒体制	1 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 震度4の地震が発生したとき。 4 その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。	総務課総務G及び危機管理室職員 各支所地域課職員 (3名)	緊急体制	1 警戒体制を取った場合であって，相当の被害が発生し，若しくは発生が予想されるとき。 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。	主査級以上の全職員 総務課及び各支所地域課職員全員
体制区分	基 準	配 備 人 員											
警戒体制	1 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 震度4の地震が発生したとき。 4 その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。	総務課総務G及び危機管理室職員 各支所地域課職員 (3名)											
緊急体制	1 警戒体制を取った場合であって，相当の被害が発生し，若しくは発生が予想されるとき。 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。	主査級以上の全職員 総務課及び各支所地域課職員全員											

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）	
初動体制				非常体制	<p>1 大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>2 震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>3 その他必要により市長が非常体制を命じたとき</p> <p>全職員</p>
				<p>(注) 配備人員は、本部長（市長）が災害の規模・状況等により増減ができるものとする。</p> <p>4 職員の心得</p> <p>(1) 「災害時職員初動体制マニュアル」により、平常時から災害時の自らの役割を的確に把握しておく。</p> <p>(2) 災害により交通、通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、登庁可能な方法により自主的に参集して、災害応急対策に従事するものとする。</p> <p>(3) 職員は、災害の発生後又は発生のおそれがある場合には、速やかにラジオ、テレビ放送を視聴するなど、自ら情報収集に努めるものとする。</p>	
避難所の運営（新規項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日の昼間と夜間の避難所等の責任者及び連絡体制の強化が必要である。</li> <li>・避難者の受付の対応強化</li> <li>・避難者のスペースの確保又は仕切りなどが必要とされる。</li> <li>・投光器及び電気供給の強化</li> <li>・避難所設営マニュアルが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「拠点避難所」を計画上に位置づけ、災害時に備えた備蓄や、担当職員の指定を行うこととした。</li> <li>・避難所の運営において、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、拠点避難所の運営を行い、女性や災害時要援護者に配慮するなど、避難生活が長期化することを想定した対応を行うこととした。</li> </ul>	<p>13</p> <p>17</p>	<p>第11節 避難計画</p> <p>8 拠点避難所（追加）</p> <p><u>避難所として指定した施設のうち、災害時に優先的に開設すべき拠点避難所6箇所を整備し、当該施設には、発電機等の資機材及び備蓄食料を配備するとともに、災害時にはあらかじめ指定された職員が施設管理者等と連携し開設を行うものとする。</u></p> <p>※拠点避難所</p> <p>笠間小学校、稲田中学校、笠間市民体育館</p> <p>友部小学校、友部中学校、岩間中学校</p> <p>第24節 文教対策計画</p> <p>(5) 避難所との共存</p> <p><u>学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>ア 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。</p> <p>イ 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。</p> <p>ウ <u>避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。</u></p>	

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
避難所の運営（新規項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の設備について、井戸及びトイレ等、災害協定によって仮設トイレの確保を重点的に対応する必要がある。</li> <li>・真夏（熱中症対策）及び真冬（多めに毛布等配布）の対応を想定する。</li> <li>・季節に応じた衛生管理が必要になる。</li> <li>・避難所で係員の人員確保が必要である。</li> <li>・ボランティアとの連絡や受け入れ体制を強化する必要がある。</li> <li>・避難者ニーズに対応できるよう検討する必要がある。</li> </ul>		37	<p><u>エ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。</u></p> <p><u>オ 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。</u></p> <p>第2 避難生活の確保、健康管理 2 避難所の開設、運営 (2) 避難所の運営</p> <p>市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。<u>その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。</u>さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。</p> <p>(3) 避難所における市民の心得</p> <p>避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。</p> <p>ア 自治組織の結成とリーダーへの協力 イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルール遵守 ウ 災害時要援護者への配慮 エ プライバシーの保護 オ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項</p> <p>(4) 福祉避難所における支援 ア 福祉避難所の指定</p> <p><u>要援護者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要援護者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。</u></p> <p>イ 福祉避難所の整備</p> <p><u>避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。</u></p> <p>ウ 福祉避難所の周知</p> <p><u>市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要援護者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。</u></p>



見直し項目	課題等	見直しの趣旨	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
避難所の運営（新規項目）	<p>・初動のときから相談窓口の対応ができるよう検討する必要がある。</p> <p>・障害者や高齢者に対し、避難場所とヘルパーの確保が必要。</p> <p>・避難所のバリアフリー化を図る必要がある。</p> <p>・拠点避難所に集結するよう周知に努める必要がある。</p>		<p><u>エ 食料品・生活用品等の備蓄</u> 市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。</p> <p><u>オ 福祉避難所の開設</u> 市は、一般の避難所において適応が困難な要援護者から福祉避難所開設の要望があった場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。</p> <p><u>カ 福祉避難所開設の報告</u> 市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <p><u>(7) 福祉避難所開設の目的</u> <u>(イ) 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）</u> <u>(ウ) 開設期間の見込み</u></p> <p><u>3 避難所生活環境の整備</u> <u>(1) （略）</u> <u>(2) 対象者に合わせた場所の確保</u> 市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。 なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。</p> <p><u>(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及</u> 市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。</p> <p><u>(4) 避難所における動物の適正飼養に係る配慮</u> 災害時における愛玩動物の保護及び飼養は、原則所有者・管理者が行うものとする。 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、愛玩動物の取扱いについて県及び市は、関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。</p> <p><u>4 健康管理</u> <u>(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握</u> ア 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態や精神状態の把握及び健康相談を行う。 イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。</p>

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
避難所の運営（新規項目）				<p>ウ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。</p> <p>エ エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。</p> <p>オ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。</p> <p>カ 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。</p> <p>キ 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。</p>
応急危険度判定士の養成	<p>・家屋等の被害を認定する専門家への業務委託が必要になる。</p>	<p>・宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、応急危険度判定コーディネーターを養成するとともに、応急危険度判定を行える職員を採用することとした。</p>	25	<p>第2節 地震に強いまちづくり</p> <p>第2 建築物の不燃化・耐震化の推進</p> <p>(2) 応急危険度判定体制の確立</p> <p>イ 動員体制の整備</p> <p>地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、<u>応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。</u></p> <p>(3) <u>被災宅地危険度判定体制の充実</u></p> <p>ア 判定士の養成</p> <p>宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士の養成を推進するものとする。</p> <p>イ 動員・実施体制の整備</p> <p><u>災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図るものとする。</u></p>
医薬品等の確保	<p>・停電時にも使える連絡方法を検討する必要がある。</p> <p>・備蓄の見直しを検討する。</p> <p>・常勤医の増員が必要になる。</p> <p>・薬品等の在庫調整が必要になる。</p>	<p>・想定される負傷者や被災者対策として、当面必要な医療医薬品を流通備蓄により確保し、震災時における緊急医療への対応に備える。</p>	28	<p>4 医薬品等の確保</p> <p>1) 医療用医薬品の確保</p> <p>県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、<u>想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、震災時における救急医療への対応に備える。</u></p> <p>市及び医療救護施設においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備えるものとする。</p> <p>また、備蓄品目については、<u>医療の実情に合うものとするため、定期的な見直しを行う必要がある。</u></p>

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
燃料の調達供給体制の整備（新規項目）	<p>・防災計画や活動マニュアルへの燃料班の位置づけがない。</p> <p>・災害協定書が締結されていない。</p>	<p>・災害時に燃料不足が生じないように、県石油業協同組合笠間支部等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所などをあらかじめ指定することとした。</p>	32	<p><u>第6 燃料不足への備え&lt;新規&gt;</u></p> <p><u>1 計画の方針</u></p> <p><u>災害の発生に伴い、市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合笠間支部等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。</u></p> <p><u>2 燃料の調達、供給体制の整備</u></p> <p><u>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、予め、県石油業協同組合と協定を締結する。</u></p> <p><u>市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合笠間支部等と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておくものとする。</u></p> <p><u>3 重要施設・災害応急対策車両等の指定</u></p> <p><u>(1) 重要施設の指定</u></p> <p><u>県及び市は、別に定める基準に基づき災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設を予め指定しておくものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害応急対策車両の指定</u></p> <p><u>県及び市は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておくものとし、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカー等表示物を作成し備えておくものとする。</u></p> <p><u>(3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務</u></p> <p><u>重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、施設の規模等を考慮して、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うものとする。</u></p> <p><u>災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。</u></p> <p><u>上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県及び市に報告する。</u></p> <p><u>4 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定</u></p> <p><u>県及び市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努めるものとする。</u></p>

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	頁	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
燃料の調達供給体制の整備（新規項目）				<p><u>県及び市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。</u></p> <p><u>5 平常時の心構え</u>  <u>県及び市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行うものとする。</u>  <u>また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努めるものとする。</u></p>
帰宅困難者対策（新規項目）	<p>・市民の避難者と帰宅困難者の人数の把握に努め、帰宅困難者のマニュアル化を図る必要がある。</p>	<p>・帰宅困難者等の発生による混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報する。</p> <p>・企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促すこととした。</p>	41	<p><u>第8 帰宅困難者対策（追加）</u></p> <p><u>1 計画の方針</u>  <u>地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。</u>  <u>また、市は帰宅困難者のための避難所を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 各機関の取り組み</u></p> <p><u>(1)市の取り組み</u></p> <p><u>ア 普及啓発</u>  <u>市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。</u></p> <p><u>イ 備蓄の確保</u>  <u>市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 情報提供</u>  <u>市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。</u></p> <p><u>エ 交通事業者との連携体制の整備</u>  <u>市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。</u></p> <p><u>(2)企業の取り組み</u></p>

見直し項目	課題等	見直しの趣旨	見直し案（改正後の計画案の抜粋）
帰宅困難者対策（新規項目）			<p><u>ア 従業員の待機</u>  <u>企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 備蓄の確保</u>  <u>企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 環境整備</u>  <u>企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 事業継続計画等への位置づけ</u>  <u>企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。</u></p> <p><u>オ 安否確認方法の周知</u>  <u>企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。</u></p> <p><u>カ 市、自主防災組織等との連携</u>  <u>企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3)大規模集客施設の取り組み</u>  <u>大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4)各学校の取り組み</u></p> <p><u>ア 鉄道事業者との連携</u>  <u>日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。</u></p> <p><u>イ 帰宅困難者への情報提供</u>  <u>あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。</u></p> <p><u>ウ 飲料水等の備蓄</u></p>